

第23回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年11月10日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

伊藤納，上田日出子，小田輝，金津保，佐藤俊正，土本真弓，寺本和佳子，中嶋治彦，橋本治，村木敬行，村瀬里佳（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

家裁裁判官，家裁首席書記官，次席家裁調査官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 各委員の自己紹介
- (2) 前々回及び前回委員会での提言に対する報告
- (3) 本題テーマ「面会交流について」の趣旨説明
- (4) 面会交流の意義及び法的性質等についての説明
- (5) DVD「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」視聴
- (6) 岐阜家裁における面会交流の実際の流れについて等の説明
- (7) 意見交換 意見交換の要旨は別紙のとおり
- (8) 次回期日 平成27年5月28日（木）午後1時30分
- (9) 次回の意見交換の主なテーマ 未定

(別紙)

意見交換の要旨

意見交換

(A委員) 面会交流というものを今回初めて聞き、DVD等を見せてもらったが、面会交流をさせてもらっている子どもというのは、別れた両親の子どもとしては非常に恵まれた子どもだと思う。離婚の理由も色々あると思うが、裁判所のお世話になることもなく別れた夫婦の子どもは、面会交流の機会に恵まれないような気がする。

(委員長) 民法の改正後は、離婚届の用紙の中に、面会交流についての取り決めや養育費の取り決めをしたかをチェックする箇所があり、そのチェックが無くても受理はされるということだが、注意喚起にはなっている。ただ、実際に離婚した夫婦がどの程度面会交流の取り決めをしているかは、裁判所も把握はできない。

(A委員) なかなか一般の人は面会交流に踏み込んでいけないと思うが、もう少し面会交流というものを皆さんが知ることとなって、別れた夫婦の子どもがこういう機会を得て、幸せに暮らせるようにするのが、これからの私たちの一つの仕事かと思う。

(B委員) 私は、青少年との面接をしているが、両親が離婚して面会交流をしている人もいれば、思春期を迎えた段階で面会交流を求める人もいる。法教育の一環として、夏休みの学校の教員研修などの場面で少し時間を割いて説明するなどして、小さい頃から自然に人間関係を育てていくということを啓蒙していかないといけないと思う。義務教育くらいから自然に行い、人との関わりを大事にするよう育てていくというのが必要だと思った。

(C委員) さきほどのDVDの例はすばらしい内容だったが、実際はもっと厳しい現実があるのではないかと思うし、調停に持ち込まれる事件には、もう少し複雑なケースがあるのではないかと思う。裁判所に持ち込まれる

件数というのは、最近は多いのか。

(委員長) 面会交流を求めて申し立てられる事件自体も増えているが、離婚を求める話し合いの中で、面会交流が問題となってくるケースもかなりある。これらを含めると面会交流の申立ては増加しているという印象である。

(D委員) 私が弁護士になった頃は、面会交流が問題となるケースは少なかったように思う。大抵は母親が親権者となるか、離婚に至らないまでも子どもを連れて別居しているということが多かった。また、父親が面会交流を求めることが少なかったし、養育費を満足に支払わないということも多く、父親と子どもの関わりが希薄になることが多かったように思う。それが段々と、特に父親が子どもに愛着を持つようになるなど、年々、面会交流をしたいという申立てが増えているが、そこに、夫婦間の同居時に生じた軋轢などが絡んでくるので、非常に調整が難しい事件が増えてきているという実感がある。

(E委員) 私も初めて面会交流という制度を知って、子どもの利益のため行う制度であることが分かったが、小さいときに両親が離婚した子どもは、面会交流がないまま思春期を迎え、その時に例えば進路で悩んだりして、離れている父親と話がしたいと思っても、面会交流という制度のことが分からないかもしれない。先ほど出た、教員への周知という点では、離婚などの事情で転校する生徒などにもいると思うが、そういった時に親や子どもに対し、教員から面会交流の制度を知らせてもらうことができれば、子どもがある程度大きくなったときに、こういうことがあるから親に会いたい、と言えるようになると思う。難しいとは思いますが、そういった周知も必要なのではと思う。

(F委員) 子どもが面会を拒否しているかどうかを確認をすることも必要なことだと思うが、例えば、子どもが父親には会いたくないと言っているということだけで、面会交流が妨げられるようでは困ると思う。子どもの利益を優先することと子どもの意思を尊重することとは、必ずしもイコー

ルではないと考えている。子どもの利益とは、両親が結婚している状態であれば、それぞれ異なった性格や社会的な役割、立場の違う両親の元で育って、子どもが親の背中を見ることができる、あるいは親の考えに触れることができるというもので、それは親の都合で離婚したとしても、子どもにはそういう利益があるのではないかと考えている。裁判所も子どもの利益を尊重するという立場でやっておられると思うが、簡単に実施不可能ということにはならないでほしいし、調停委員の方にもその辺りを周知していただいて、両親が子どもの利益のためにと考えて動いてもらえるようになるのが理想と考えている。

(A委員) 両親が親権を争って、一方がそれを勝ち取ったが、負けた方がその判断に不満があるというような場合、その後の面会交流は難しいようにも思われる。

(G委員) 私は、先ほどのDVDに出てきた子どもと同じくらいの年の子どもがいるので、自分が離婚したらどうするかという思いで視聴していたが、心理学などのプロの方の指導があれば、私なら別れた相手をどんなに憎んでいても、子どものために演技はできると思う。長いスパンで傍についてくれる人がいると本当は良いと思うが、そうでなくても別れるときに指導できる人がいると良いのではと思った。

(B委員) 私は、仕事で学校を回り、多くの学級でどういう支援が必要かを見ているが、支援が必要な子どもではないのに、顔色の悪い子が何人かいる。話を聞いてみると、両親が離婚していたり、または離婚しそうな状態だということも多くあった。先ほど、子どもが大きくなった後でも面会交流が必要になったら言えるようになるといい、という話があり、それはそうだと思うが、その頃には別れてから何年も経っており、親にその気がなくなっている可能性もあるので遅いと思う。やはり最初の頃から、親同士は会わなくても子どもはちゃんと育てていこうとしていると、それが思春期になって生きてくるのだと思う。

(F 委員) 現実問題として面会交流ができなくなるパターンというのは、子どもが嫌がるというような理由が多いと思う。これは勘ぐりかもしれないが、同居している側の親に理解がないことのほかに、別居している側の親のことを、あんな人とは会ってはいけないというようなことを子どもに言っているために、そのうち子どもが自分の口で別居している側の親の悪口を言うようになってしまうのではないか。子どもの意思なのか親の意思なのか、悪口も子どもが認識していたことなのか、親が伝えたことなのか分からない状態なのに、子どもは自分が体験したことのように別居している側の親のことを嫌うようになり、面会交流の実施が難しくなっていくことが多いような気がする。他方で、面会させてもらえない側の親からすれば、子どもに会わせてもらえないことは、単に会わせてもらえないという事実状態だけではなく、人間性を否定されたことのように受け止め、人生の支えである子どもに会わせてもらえないと考えて、極端な場合、自殺してしまうということも起きかねないような問題でもあると思う。合意をするということだけなら丸く収めることは可能であるが、それを実施していくことが難しい問題である。

(委員長) 裁判所も、子どもが嫌がっている場合、本心から嫌がっているのかも知れないし、誰かの影響でそう言っているのかもしれないという目で見ると、調停委員も様々な角度から話を聞いてもらい、家裁調査官にも調査をしてもらっている。

(F 委員) これは法律上も運用上も動かせないことなのだが、調査官調査の結果については、その内容の前提事実が違ふと言うことができない。専門的な訓練を受けた家裁調査官の調査という信頼の上に成り立っているものだが、調査を受けた側にとって不本意な調査結果だった場合、それをなかなか受け止められないこともあり、当事者はそういうところを気にしているということもあるのではないかと思う。

(A 委員) パンフレットに「夫婦が離れて暮らすことになってからも」という書

き出しがあるが、両親が円満に離れて暮らすようになったのであれば、後ろの「お互いが補い合い、教育しあいましょう」というところにつながるかと思うが、喧嘩別れの離婚もある中で、子どもの幸せのために、二人が補い合うことができるかという疑問は、まだ私の中に残っている。これを仲立ちする方々は大変だというのが正直な感想であるが、これから私たちが果たす役割は何かということを考えていかなくてはいけないと思う。

(委員長) 両親の対立が先行している場合も、お子さんのことはどうするんですかとずっと働きかけて、やっと親としての責任を自覚してくれて面会交流の話になる、という経緯をたどる。離婚する人が、親として子どものことまで考えられるようになれば、段々と面会交流も定着していくのかと思う。

(B委員) 今は学校にカウンセラーが配置されているので、子どもはそういうことも相談できるが、カウンセラーはどう対処するのか知らないと思うので、そういうところの受け皿も変わると良いなと思う。また、さきほどのDVDには、問題となる場面がたくさん出てきていたが、そういう話を子どもがしたときに、教員などはどう答えるのかと考えると、学校というのは大事な場面だと思う。

以 上